

石 垣 市 水 産 加 工 施 設
指定管理仕様書

令和6年9月

石垣市農林水産商工部水産課

石垣市水産加工施設指定管理仕様書

石垣市水産加工施設について、石垣市水産加工施設設置条例第5条の規定に基づき、管理業務を下記のとおりとする。

1 対象施設の概要

- (1) 名称: 石垣市水産加工施設
- (2) 位置: 石垣市新栄町83番地の1
- (3) 構造: 鉄鋼造 (S造)
- (4) 敷地面積: 2,195m²
- (5) 建築面積: 1,596m²
- (6) 延床面積: 1,596m²
- (7) 稼働日: 協議によって定める
- (8) 稼働時間: 協議によって定める

2 指定管理者が行なう管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連した利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。
※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定書で定める。

3 指定管理者の業務等

- (1) 施設の設置目的を達成する業務
- (2) 施設の使用許可、取消し等に関する業務
- (3) 施設の運営管理に関する業務
- (4) 利用料金の収受、減免及び返還に関する業務
- (5) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 利用者などの意向を把握する業務
- (7) 市長が施設の管理上必要と認める業務

4 利用料金収入の取扱い

施設の利用料金は、指定管理者の収入とし、事業の充実に資する目的に使用することができる。

5 施設の管理運営に関する費用

- (1) 施設の管理運営に要する費用は、施設の利用料金収入をもって充てることとする。
- (2) 利用料金収入の減少等により、管理運営費用に不足が生じた場合でも、市はその補填を行わない。ただし、予想外の事情（災害等）により大規模な修繕等を要する事態が発生した場合は、市と指定管理者による協議を行うこととする。

6 市と指定管理者の業務区分及び責任分担

市と指定管理者の業務分担は別表 1、また、市と指定管理者の責任分担は別表 2 のとおりとする。

ただし、いずれにも定めのない業務や責任が生じた場合又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、業務区分及び責任区分を決定するものとする。

7 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

8 事業報告事項

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に挙げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 石垣市水産加工施設（以下「加工施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 加工施設の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

9 その他

本仕様書にない事項については、石垣市と管理者の双方の協議によりこれを決定する。

別表1 市と指定管理者の業務分担表

業 務 の 種 類		業 務 内 容	区 分	
			市	指定管理者
維持管理	ゴミ処理	ゴミ収集・運搬		○
	廃棄物処理	廃棄物収集・運搬		○
	警備	施設警備戸締まり		○
	貯水槽	貯水槽清掃・水質管理		○
	機械設備	空調・機械類設備の管理		○
	電気設備	照明・電気類設備の管理		○
	清 掃	建屋内・周辺の清掃		○
	汚水処理	塵芥処理		○
	浄化槽	浄化槽管理		○
	修 繕	施設機能保持に必要な修繕		○
	消防設備	消防用設備等点検・改修		○
	建築設備	建築設備定期検査・改修		○
	整備・改修	建築物等の新築、増築 大規模修繕等	○	
運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応		○
	利用促進	広報、催事実施、利用促進		○
	災害時の 対応	待機連絡体制の確保、被害調査・報告 応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占有許可	○ 受付、書類交 付事務を除く	
		利用料等の徴収		○
包括管理	包括管理	包括的な管理責任		○

別表２ 市と指定管理者の責任分担表

責任の種類	責任の内容	区分	
		市	指定管理者
支払い遅滞	利用料金の遅滞が生じた場合		○
不 可 抗 力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、津波、火災、争乱暴動その他、市、又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	※1	○
書類の誤り	維持管理基準等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの。	○	
	事業計画等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの(小規模のもの)		○
	経年劣化によるもの(指定管理者の責めに帰することのできない損傷)	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(小規模のもの)		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
利用者又は第三者への賠償	注意義務を怠ったことにより、損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
備品の紛失・損傷・盗難	注意義務を怠ったことによるもの(戸締り等)		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継ぎに要する費用		○
保険の加入	施設賠償保険、火災保険	○	
包括管理	包括的な管理責任		○

※1 1件あたり50万円超の場合、必要に応じて協議の上、実施する。